

きっかけは1964年東京パラリンピック 2020年東京パラリンピックとその先へ

活動の経緯

NPO法人 高齢社会の住まいをつくる会 理事長・一級建築士 吉田 紗栄子



活動のきっかけ

1964～2000年



当会の理事長・吉田紗栄子は、大学3年時の1964年にボランティア通訳として東京パラリンピックに参加。外国選手たちが「ふつう」の生活を送っていることに感銘を受けた。「車いす使用者のための住宅」というテーマで卒業論文を書いた吉田は、以来50年間、障害や加齢を設計条件の一つとして捉え、心地よく安全に暮らせる住まいの設計や街づくりに従事してきた。

2000年、「高齢社会に対応するため」介護保険が制定された。バリアフリーの普及につとめていた同窓生の3人が、**高齢社会の住まいのあり方を考える組織が必要**と痛感。全国の同志に呼びかけを行った。



吉田の設計によるバリアフリー住宅

会の立ち上げ

2001年



3人の呼びかけに応じた全国の仲間と共にバリアフリー住宅設計の実務者ネット「**高齢社会の住まいをつくる会**」（以下、高住会）を立ち上げ、理事長には吉田が就任。

それまで個人として取り組んできた、「**住み続けられる家づくり**」を会の活動として推進。大きく前進した。

高住会の主な活動

- ・住宅相談（一般/プロ向け）
- ・セミナー、シンポジウム、次世代育成未来塾等の開催（イベントは過去50回以上）
- ・住宅・施設見学会の開催
- ・会員向け会報誌の発行と情報交換（全国に60名以上）
- ・ホームページによる情報発信
- ・取材、出版協力、調査研究等

具体的な活動

2001年～



●主なシンポジウム

- 2001. 4 バリアフリー住宅設計実務者ネット「高齢社会の住まいをつくる会」設立シンポジウム（280名）
- 2002. 3 「住宅改修から生活改善へ ケアがかわる」
- 2004. 5 法人設立記念シンポジウム「既存マンション共用部分のバリアフリー化の問題点と対策」(180名)
- 2005. 6 「私が選んだ住まい方～バリアフリーにしてよかった～」(103名)
- 2006. 7 「『老い』を恐れない住まいづくり」(108名)
- 2007. 11 「認知症と空間デザイン」(81名)
- 2008. 11 「シニア世代の快適収納法」(107名)
- 2010. 11 高齢社会の住まいをつくる会設立10周年記念シンポジウム 「新・バリアフリー宣言」住まいの力が支えるからだところ(95名)

●主なスキルアップセミナー

- 2002. 10 住宅改修について考えましょう！『住宅改修トラブル回避セミナー』 共催
- 2002. 11 「フィンランドの高齢者福祉施設のユニークな取り組み」(83名)
- 2004. 9 「高齢者と光環境」
- 2005. 1 「バリアフリーと環境デザイン」
- 2005. 10 「高齢者と温熱環境」
- 2007. 6 「認知症の方の住環境」
- 2008. 6 「耐震補強とバリアフリー化」
- 2009. 6 「木造住宅のバリアフリー改修と耐震補強」
- 2010. 6 「視覚障がいを中心にしたユニバーサルデザイン」
- 2012. 6 「障害のある人の生活を知る」
- 2013. 6 「フィンランド・高齢者施設／サービスの今」
- 2013. 9 「認知症の方の住まいの工夫」
- 2014. 6 「住まいづくりの新ルール」～住み手と考えるこれからの住宅～

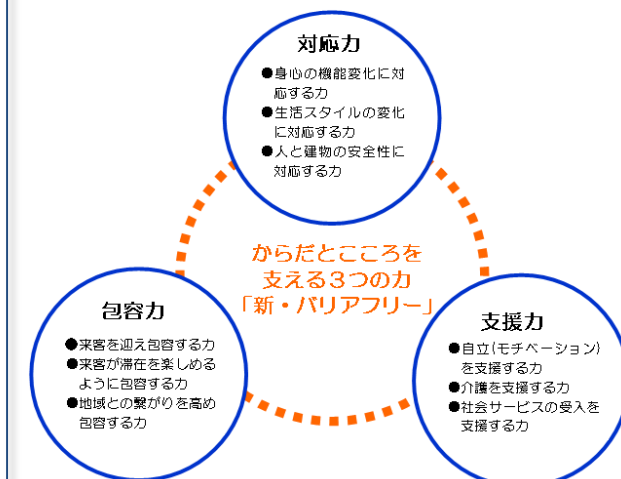
設立10周年

2010年



設立10周年記念シンポジウムにて会の理念と経験を集結した概念「**新・バリアフリー宣言**」を発表。

高齢化率が23.1%となった日本では、これから増加の一途をたどる**高齢者が安心して住み続けることのできる住まい**が不可欠であるとし、単なる段差解消や手すりの取り付けにとどまらない、住まいの基本条件としての「バリアフリーの考え方」を提言した。



今後の活動予定

特定非営利活動法人 高齢社会の住まいをつくる会
HP : <http://www.kourei-sumai.com>
E-mail : info@kourei-sumai.com
〒170-0011東京都豊島区池袋本町3-19-5-303
TEL : 03-5904-8208



会の活動の拠りどころ

2013年に制作した小冊子「**新・バリアフリー15ヶ条**」は、当会がこれまでの活動を基にまとめた社会への提言。これが今後の活動展開の基本理念となる。



新・バリアフリー 15ヶ条 ～新・バリアフリーを実現するために～

「新・バリアフリー」を実現するための基本的な設計条件を15ヶ条にまとめました。これから新築をする、あるいはリフォームをするすべての住宅にこの条件を備えることができるとしたら、みんなが安心して住み続けることができると確信します。いざというとき必要に応じて最低限の改修ですみます。

- 第1条【アプローチ】**
道路あるいは駐車場から室内に入る動線を確保し、外出しやすくする。
- 第2条【生活空間】**
玄関、居間、食堂、キッチン、寝室、トイレ、洗面・脱衣室、浴室は同じ階に設けるか、将来は同一階に設けられるようにする。生活空間が二つの階にまたがるときは、エレベーターを設置できる場所を確保する。
- 第3条【室内の環境】**
水回り・玄関・廊下などと各部屋の温度差をなくし、快適な室温が保てるような配慮をする。採光や通風など、明るさや換気に充分な配慮をする。
- 第4条【居間・食堂】**
家族が集い憩う空間として快適であるように日照、眺望、通風などを確保する。
- 第5条【キッチン】**
椅子に座って調理ができるように安全で使いやすいキッチンセットを備える。
- 第6条【寝室】**
将来、介護が必要になったときに多くの時間を過ごす部屋になるので、可能な限り日当たりがよく、屋外を眺めることのできる場所に配置する。訪問介護、訪問医療などを受け入れる際に、居間などを通らずに玄関から直接寝室に入れる動線を設けておく。
- 第7条【トイレ】**
寝室の近くに設けるとともに、車いすや介助歩行の人の使いやすさやスペースにも配慮する。
- 第8条【洗面・脱衣室】**
椅子やシャワーチェアでも洗面や脱衣がしやすいスペース、設備とする。
- 第9条【浴室】**
シャワーチェアの使用や介助入浴などでも使用可能なスペースとするとともに、入浴しやすい浴槽、混合水栓などの設備にも配慮する。
- 第10条【玄関】**
上がり框の段差は100mm以下とし、手すりが付けれられるよう壁の補強をしておく。
- 第11条【階段】**
蹴上げ(段の高さ)は190mm以下、踏み面(段の奥行き)は220mm以上とし、手すりを設ける。
- 第12条【車いすスペース】**
将来、車いすでの移動が必要になった時のために、居間と食堂には車いすの回転スペースを考慮するとともに、廊下及び廊下から部屋に入る開口部は車いすの通行に必要な幅員を確保する。
- 第13条【手すり】**
手すりを取り付けるための下地は床面より600～1600mmとする。
- 第14条【床】**
床仕上げと段差は使用場所を考慮し安全性を第一に考える。
- 第15条【設備のコントロール】**
スイッチ、コンセントは使いやすい高さ・位置とする。

次世代の人材育成

2012年より開講している「**新・バリアフリー未来塾**」は、次世代の専門家の育成が急務と考えた吉田の想いを具現化している。少数精鋭の参加型、建築以外の医療・福祉の分野にも門戸を開き、**現場から学ぶこと**に重きを置いて伝えている。住宅や施設の見学会も含め、実体験を通しての人材育成は今後、より一層に充実させていきたい。



集合住宅での障害者の暮らしを学ぶ（未来塾）



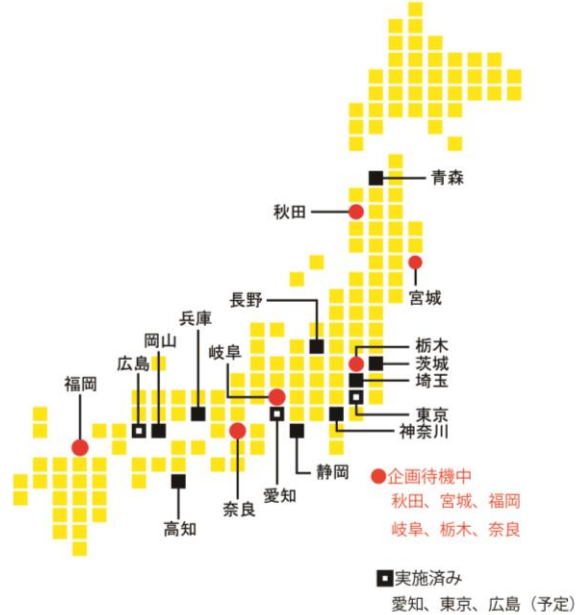
会員が手がけた特養ホーム（見学会）

他団体との協働体制の強化

- ・福祉住環境コーディネーター協会
- ・日本建築士会連合会
- ・日本住宅リフォーム産業協会
- ・インテリア産業協会 等

普及啓発事業の拡大

世界に先立って超高齢社会に突入した日本において住まいのあり方を問う「**新・バリアフリーセミナー**」を全国展開へ。



いまだ建設が進んでいない東日本大震災被災地の復興住宅。高齢社会に適応した住宅であって欲しいというのが当会の願いだ。そのためにはまず「**新・バリアフリー15ヶ条**」を関係者に知ってもらうため、**セミナー未開催の東北で実施したい。**

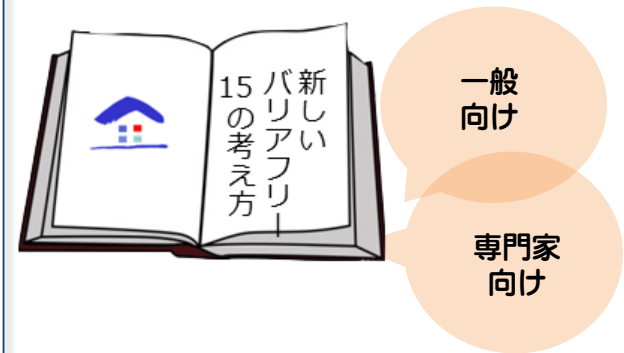


車いすになっても2方向から出入りできるバリアフリー住宅

更なる提言へ

新・バリアフリー15ヶ条の解説本の出版

一般向けと専門家向けに執筆中。



2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに「住まいの常識」を変えていく

大会終了後の選手村は、約6000戸のマンションが整備され新たな街に生まれ変わる計画だ。ぜひ、世界的にも先進的な新しいバリアフリー住宅群となって欲しい。この提言を各方面からすすめるために、小冊子の改訂版を増刷し「**新・バリアフリー15ヶ条**」の採用を働きかけていきたい。